

三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託 仕様書

1 業務名

三重県児童措置費負担金未収金回収業務

2 業務の概要

受託者は、三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託（以下「本業務」という。）に基づき児童措置費負担金未収金の回収業務を行うものとします。

3 業務の明細

(1) 勤務地

本業務に従事する者（以下「従事者」という。）の勤務地は、原則、従事者の事務所とします。

(2) 対象債権の選定について

債権の弁済期の始期が1年以上前であり、かつ、過去1年以上返済がない者（この条件以外の者が含まれる可能性があります。）のうち、三重県が指定する者（契約期間内で増額又は減額対象となる債権が存在する場合があります。）とします。

●令和8年4月1日時点の見込み

約594件（約51人分） 総額 約1,100万円

三重県の想定回収率（金額ベース） 35%

(3) 業務内容

ア 三重県児童措置費負担金未収金回収業務委託

電話、文書による催告（必要に応じて訪問による催告を含みます。）及び収納業務

イ 債務者の所在、居所確認

ウ 業務に係る報告（毎年度末の助言に係る報告を含みます。）

エ 未収金回収手法についての三重県への助言

(4) 委託対象者 児童福祉法により措置の費用徴収決定通知を受けた納入義務者

(5) 委託期間 契約で指定する日から令和11年3月31日までとします。

(6) 委託金額 未収金回収実績金額の30%（消費税分を含みません）を上限とします。

(7) 実績報告及び請求

従事者は、毎月初めから月末までの回収実績及び実績に基づく請求について、原則翌月10日まで（3月分は3月31日。金融機関が休業日の場合は翌営業日）に現金出納計算書（様式1）、債務者ごとの入金状況と残債務がわかる入金明細（任意様式）と交渉履歴（任意様式）、請求書等を作成し、三重県子ども・福祉部児童相談支援課へ提出する。

4 児童措置費負担金について

児童相談所が、家庭で適切な養育が受けられない児童を児童養護施設等に措置入所

させる場合、児童福祉法にもとづき、都道府県は保護者等からその負担能力に応じた負担金を徴収することができます。

5 委託業務に係る留意事項について

(1) 委託業務にあたっては、債権管理回収業務に関する特別措置法、同法施行規則、同法事務ガイドラインなど関係法令等を遵守したうえで、対象者の生活状況等も考慮しながら、最大の効果があがる手法を要求します。

(2) 提供する納入義務者の情報は、住所・氏名・納入状況を書類等でお渡します。

(3) 三重県の想定回収率について

前年度実績を参考にした想定の回収率であり、この数字を達成しなければ、必ず違約金が生じるものではありません。

(4) 三重県への助言業務について

回収業務に関して、三重県からの相談に対する助言方法、対応する部署を提案してください。なお、企画提案参加者には、現状の県の回収体制等の提案に必要な情報を提供します。

また、提案された内容については、協議したうえで契約書においてその実現を担保することとします。

(様式1)

年度 現 金 出 納 計 算 書

年 月分

単位：円

所 属	出 納 員	受 入 額		払 出 額		残 額
		本 月 分	累 計	本 月 分	累 計	

(規格A4横)